

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部
監査の種類	平成28年度定期監査（28監第33号 平成28年7月12日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年8月31日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 行財政改革における補助金の見直しについて</p> <p>本市においては、目指すべき将来の姿を定めた、新・いわき市総合計画「ふるさと・いわき21プラン」の基本構想の具現化に向けた取組みを総合的・体系的にまとめた基本計画を平成28年度から5年間の期間として改定するとともに、基本計画を推進するための具体的な取組みを示した実施計画についても、期間を同年度から3年間として策定し、市民や事業者の方々との協働の推進をはじめ、より一層基本計画を推進するために必要となる行政内部の改善項目、いわゆる行財政改革として取り組むべき個別項目などを定めている。</p> <p>それら項目のうち、アウトソーシングの推進や庁内組織機構の見直し、さらには補助金の見直しを含めた行政評価の実施などの取組みについては、総務部が担当又は一部担当することとされており、効果的で効率的な行財政運営を推進するためには欠かすことのできないものと認識する。</p> <p>こうした中、昨年度の実施計画に位置付けられていた「補助金の見直し」について、その取組みなどを監査した結果、計画策定時に求められていた事業成果が認められない状</p>	<p>現在の補助金見直し指針は、厳しい財政状況にあるとの認識のもと、これまで以上に経済性や効率性を追求しながら行財政運営を進めることとした、市総合計画後期基本計画の内容を踏まえ、平成25年2月に策定されたものでありますが、当該見直し事務につきましては、東日本大震災からの復旧・復興事業の進捗等に対する市民感情や、当該関連部署における事務負担の増加などを総合的に勘案した結果、これまで実施を見送ってきたものであります。</p> <p>また、当該見直しにつきましては、平成27年度に策定された市総合計画改定後期基本計画では、財政の健全性が一定程度確保されているとし、こうした財政状況を勘案して同計画に位置付けず、実施計画において、平成28年度に見直しの検討、平成29年度に補助金の調査及び評価を行うことと位置付けたところです。</p> <p>今般の監査委員の意見及び市総合計画実施計画の位置付けを踏まえ、昨年9月以降、実施に向けた関係部協議を行ってきたところであります。</p> <p>この間、平成29年3月に「いわき市以和貴まちづくり基本条例」を制定し、今後、共創のまちづくりを進めていくこととされたことを踏</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>況となっている。</p> <p>「補助金の見直し」については、今年度の実施計画においても「行政評価の実施（事務事業の見直し）」として位置付けられ、補助金や使用料等を評価対象として既存の取り組み効果を検証しつつ、事務事業の見直しを図ることとして継続されている。その経緯等を調べると、補助金の見直し方針については、庁内関係部の合議を得て平成25年2月に策定され、市民への公表も行っており、同年より見直しに向けた評価等の事務を実施する予定としていた。しかし、その後の実施段階において、補助金見直し事務を行うことによる復旧復興関連部署への事務負担の増加を強く憂慮し、当該事務は未着手のままとなっている。既存の見直し方針を変更することなく、こうした状況が継続されていたことは、実施計画を総合調整する関係部署も含めた組織的な連携が十分に図られていないことに起因するものと判断せざるを得ない。</p> <p>このことから、総務部においては、「補助金の見直し」の趣旨を再認識され、これまでの経緯等を踏まえて、関係部署との緊密な連携を図りながら、適時適切な対応を講じられることを望むものである。</p> <p>言うまでもなく地方自治体の運営には、住民福祉の向上に努めることとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることが求められており、行財政改革は財政面での効率性や経費節減、さらには行政サービスの質を向上させることを目的として行われるものであることから、担当部署はもとより進捗管理を行う部署においても取り組み状況と評価を不断に検証し、より効果的で効率的な行財政運営が推進されるよう期待するものである。</p>	<p>まえ、補助金の見直しに当たっては、無駄を省くための「縮小」や「廃止」とともに、共創のまちづくりの観点から「拡充」にも意を用いながら検討していく必要があり、そのためには、市総合計画改定後期基本計画に基づき、平成28年度から進められている各施策の実施状況等も踏まえながら、十分な時間をかけて取り組む必要があること、また、現在の総合計画は平成32年度までであり、新たな総合計画の策定作業においては、共創のまちづくりの推進に向けた施策のあり方についての議論が補助金も含めて行われることから、当該改定スケジュールとの整合を図る必要があるものと考えております。</p> <p>これらのことから、平成29年度においては、現状調査(担当部局における予備的な評価を含む。)及び見直し指針の修正の検討を行い、また、平成30年度及び平成31年度においては、総合計画の検証作業と併せて補助金の評価を行うこととし、その結果を新たな総合計画に基づく取り組みが行われる平成33年度から反映させることといたしました。</p>